

次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成対象事業者 審査委員会設置要綱

(制定) 令和6年7月11日付6都環公地温第1810号

(改正) 令和7年3月31日付6都環公地温第6535号

(目的)

第1条 本要綱は、「次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき助成金の交付を受けようとする助成対象事業者(以下「交付申請者」という。)からの交付申請について、公正かつ適切に、助成金の交付、不交付を決定するために設置する、「次世代型ソーラーセル社会実装推進事業助成対象事業者審査委員会」(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(選定方法)

第2条 委員会は、別紙に定める審査基準に基づき、交付申請者から提出された書類及び必要に応じて実施するヒアリングによって審査し、助成金の交付、不交付を決定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員(委員長を含む。)をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、以下の職にある者をもって充てる4名とする。ただし、委員がやむを得ない事情等により出席できない場合において、委員長が必要と認めるときは、当該委員が指名する者を代理者として出席させることができる。

委 員 東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長
東京都地球温暖化防止活動推進センター 建物脱炭素化・創エネ推進担当課長
環境局再生可能エネルギー実装推進担当部長
環境局気候変動対策部再生可能エネルギー実装計画担当課長

2 委員会が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員会の委員長は東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 委員長が必要と認める場合には、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。)を活用した委員会を開催することができる。

また、必要に応じて関係書類の持ち回り等により会議の開催に代えることができる。

4 前項の委員会におけるオンラインによる委員の出席は、第2項の出席に含めるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ヒアリングの実施)

第8条 委員会は、交付申請者から提出された書類に基づきヒアリングを実施することができる。

2 ヒアリングに際して、各委員は職員の中から選出した補助員を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に関係する者は、委員会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職責)

第10条 委員は、交付申請者に対していかなる援助も行ってはならない。

(委員会の非公開)

第11条 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）において処理する。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（令和6年7月11日付6都環公地温第1810号）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、交付要綱第7条の規定に基づき、交付申請の受理の停止をもって全ての、その効力を失う。

附 則（令和7年3月31日付6都環公地温第6535号）

この要綱は、決定の日から施行する。

審査基準（次世代型ソーラーセル社会実装推進事業）						
No.	審査項目	配点	審査の視点	採点	評価点	
1	都内での普及に向けた課題抽出及び効果検証	50	・都の地域特性を的確に踏まえた事業計画であるか。	×10		
			・都内での普及を見込める事業計画であるか。			
			・課題及び検証項目は、普及に向けた観点から適切に設定されているか。			
2	効果検証項目、分析手法及び公表	30	・検証項目は十分か。	×6		
			・分析の手法及び計画は適切か。			
			・公表予定項目は十分か。			
3	都内での活用及び早期実装	10	・都内での継続的な活用が可能な計画であるか。	×2		
			・都内での早期実装が可能な計画であるか。			
4	助成対象事業者	5	・事業者が事業の実施に必要な能力（実施体制、経理的基礎等）を国内に有しているか。	×1		
5	助成対象経費の概算額	5	・助成対象経費は助成対象事業に対して、適切な費用見積りとなっているか。	×1		
合計		100	—			
<p>※助成対象事業者の選定条件</p> <p>審査の結果、次の二つの基準を満たすことを選定の条件とする。</p> <p>ア 全ての委員の合計評価点の平均が、50点以上であること。</p> <p>イ 全ての審査項目の全ての委員の採点結果が「2」以上であること。</p>						